

都市計画道路事業(尼崎宝塚線)の施行について

都市計画道路尼崎宝塚線については、平成28年12月13日、国土交通省近畿地方整備局告示第157号に基づき事業を実施しています。施行する事業地は下記のとおりです。

なお、都市計画法第67条の規定により、令和3年6月25日以降、事業地内の土地建物等を兵庫県以外の者に有償譲渡しようとする場合は、その土地建物等の予定対価の額及び譲り渡そうとする相手方等をあらかじめ書面をもって兵庫県に届け出なければなりません。同法第67条の規定に違反して、届け出をしないで土地又は土地建物等を有償で譲渡した場合は、同法第95条により50万円以下の過料に処することになりますので、特にご注意ください。

事業内容の詳細及び上記の有償譲渡に関する届け出等についてお尋ねがある場合は、下記の土木事務所にご照会ください。

令和7年11月

兵庫県

記

1. 都市計画事業の種類及び名称

阪神間都市計画道路事業 3.4.81号尼崎宝塚線

2. 施行日

平成28年12月13日～

3. 設計の概要

延長610m幅員18m～53m車線数4車線

4. 施行者の名称

兵庫県

5. 事務所の所在地及び名称

兵庫県西宮市櫛塚町2-28

阪神南県民センター 西宮土木事務所

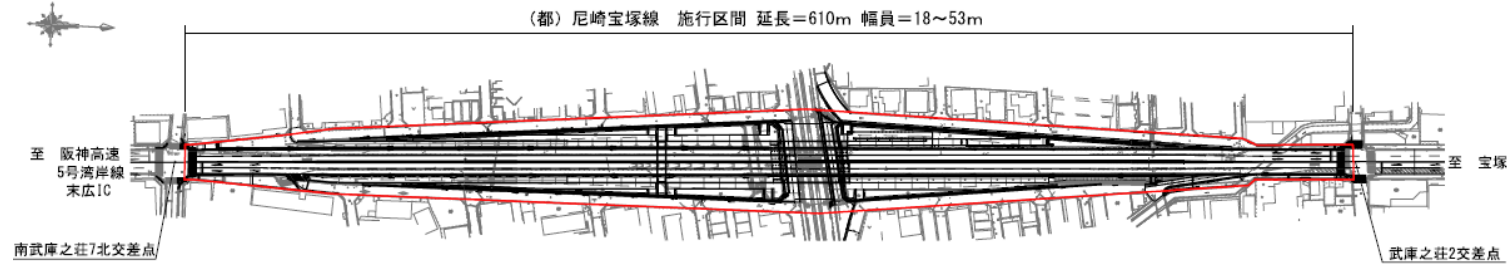
(担当課) 道路第1課 電話 (0798) 39-6117

6. 事業地の所在地

兵庫県尼崎市南武庫之荘5丁目、6丁目及び7丁目、

武庫町1丁目並びに武庫之荘西2丁目地内

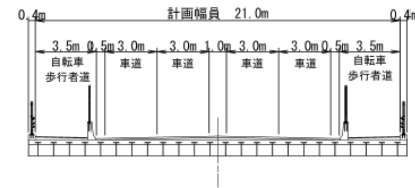
平面図



- ・朱線部分内は、今回実施する事業地です。
- ・平面図はイメージですので、事業地にかかる詳細については、土木事務所までお問い合わせください。

標準横断図

跨線部



盛土部

